

仕様書

1 契約件名

物品供給契約(株式会社ゼンリン社製ブルーマップ及び住宅地図)

2 物品の仕様

株式会社ゼンリン社製品で、納品時において最新版のブルーマップ及び住宅地図

3 購入数

65冊(詳細は別紙のとおり。ただし、発行年月日は参考である。)

内訳

ブルーマップ(B4版)	4冊
住宅地図(B4版)	61冊

4 納入期限

令和3年3月31日(水)

5 納入場所

三重県津市丸之内26-8(津合同庁舎)津地方法務局本局
三重県四日市市三栄町4-21(四日市法務合同庁舎)四日市支局
三重県伊勢市岡本一丁目1-13(伊勢法務合同庁舎)伊勢支局
三重県松阪市高町493-6(松阪地方合同庁舎)松阪支局
三重県桑名市星見ヶ丘一丁目101-2(桑名法務総合庁舎)桑名支局
三重県伊賀市服部町三丁目117-1 伊賀支局
三重県熊野市井戸町673-7(熊野法務合同庁舎)熊野支局
三重県鈴鹿市一丁目24-3(鈴鹿法務総合庁舎)鈴鹿出張所
三重県尾鷲市南陽町6-34(尾鷲地方合同庁舎)尾鷲出張所

6 納入費用

納入に要する一切の費用は、供給者の負担とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当局担当職員と協議の上、

その指示又は承諾を得ること

8 機密保持

(1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、発注者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的での利用をしないものとする。

ただし、以下のいずれかに該当する情報は除くものとする。

ア 発注者から取得した時点で、既に公知であるもの。

イ 発注者から取得後、受注者の責めによらず公知となったもの。

ウ 法令等に基づき開示されるもの。

エ 発注者から秘密でないと指定されたもの。

オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外での目的での利用をすることにつき、事前に発注者と協議の上、承認を得たもの。

(2) 受注者は、発注者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

(3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が他の部署へ異動し、又は受注者の所属職員ではなくなった後においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

(4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る発注者に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、それを確認した旨を書面により発注者へ報告すること。

(5) 発注者が提供した資料は、原則として貸し出すものとし、検収後1週間以内に発注者へ返却し、返却した旨の書面を発注者へ提出すること。

9 情報セキュリティに関する受注者の責任

(1) 受注者は、本調達に係る業務において遵守すべきセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本調達に係る作業を実施するものとする。

(2) 受注者は、本調達に係る作業を実施する全ての関係者に対し、発注者に関連する情報を私物コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に保存すること及び本調達における作業を私物コンピュータにより実施することを禁止するものとする。

- (3) 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。
- (4) 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、担当職員が改善を求めた場合には、担当職員と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- (5) 受注者は、発注者がセキュリティ監査を行う場合にはこれを受け入れ、セキュリティ監査に協力すること。
- (6) 受注者は、本調達に係る作業中及び契約不適合責任責任の期間中に情報セキュリティ侵害が発生した場合、直ちに担当職員へ報告の上、受注者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
- ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、発注者へ提出して承認を得ること。
- ウ 再発防止策を立案し、発注者の承認を得た上で実施すること。
- エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。
- (7) 受注者は、本調達の実施に当たって、一貫した品質保証体制の下、意図しない変更が行われないことを保証する管理を行うとともに、当該品質保証管理体制を書面等により発注者が確認できるようにすること。
- また、意図しない変更が行われるなどの不正が発覚した場合、追跡調査、立入検査等を行うなど発注者と連携して原因を調査・排除できる体制を整備するとともに、当該体制を書面等により発注者が確認できるようにすること。
- (8) 受注者は、電子メールを用いて要保護情報である電磁的記録を送信するときは、保護すべき情報を電子メール本文記載せず、ファイル添付の形式で送信するものとし、盗聴・改ざん等に備えて、当該情報にパスワードを設定し、又は当該情報を暗号化し、その復号に用いる鍵のバックアップを行うなどして機密性を確保すること。
- (9) 受注者は、本調達機器及びソフトウェアについて公表されている脆弱性情報を漏れなく把握し、セキュリティ侵害につながる、又はそのおそれがある場合に発注者に報告すること。また、対応の要否・影響等について発注者担当職員と協議の上、必要に応じた対応をとり、その結果について報告すること。なお、脆弱性への対応を行わなかった場合については、その理由、代替措置及び影響について報告すること。
- (10) ア 委託先等の関係部署において、政府機関に関係する情報が機密性・完全

性・可用性を損なう又は損なうおそれがある情報セキュリティインシデントが発生した場合には、速やかに報告すること。

イ 委託先等において契約の履行完了等の後に情報セキュリティインシデントの報告が不可能又は困難となることが想定できる場合においても、履行完了等をもって政府機関から提供された要機密情報相当の情報を全て返却、提出又は削除すること。

No	納品場所	地区名	発行月	数量		種類
				製本	バラ	
1	本局	津市1(津・河芸・香良洲)	2020.09	3		住宅地図
2		津市2(久居)	2019.08	2		住宅地図
3		津市3(芸濃・美里・安濃)	2020.09	3		住宅地図
4		津市4(一志・白山・美杉)	2020.08	3		住宅地図
5		亀山市	2020.1	3		住宅地図
6		鈴鹿市	2020.03	1		ブルーマップ
7		桑名市2(多度・長島)	2020.02	1		住宅地図
8		東員町	2020.09	1		住宅地図
9		木曾岬町	2018.02	1		住宅地図
10		多気町・明和町・大台町	2019.04	1		住宅地図
11		玉城町・度会町	2019.01	1		住宅地図
12		南伊勢町	2020.05	1		住宅地図
13		大紀町	2019.07	1		住宅地図
14		紀北町	2020.06	1		住宅地図
15		御浜町・紀宝町	2020.07	1		住宅地図
16	四日市支局	四日市南部	2019.12	1		住宅地図
17		四日市北部	2019.12	1		住宅地図
18		菰野町・朝日町・川越町	2019.12	1		住宅地図
19	伊勢支局	鳥羽市	2020.04	2		住宅地図
20		南伊勢町	2020.05	2		住宅地図
21	松阪支局	松阪市1(松阪)	2020.03	1		住宅地図
22	桑名支局	桑名市1(桑名)	2020.02	1		住宅地図
23		桑名市2(多度・長島)	2020.02	1		住宅地図
24		いなべ市	2020.09	4		住宅地図
25		東員町	2020.09	4		住宅地図

26		木曾岬町	2018.02	1		住宅地図
27		桑名市1(桑名)	2018.07	1		ブルーマップ
28	伊賀支局	伊賀市1(上野・島ヶ原)	2020.6	2		住宅地図
29		名張市	2020.7	2		住宅地図
30		伊賀市1(上野・島ヶ原)	2020.6		1	住宅地図
31		伊賀市2(伊賀・阿山・大山田)	2019.6		1	住宅地図
32		伊賀市3(青山)	2019.6		1	住宅地図
33		名張市	2020.7		1	住宅地図
34		熊野支局	熊野市	2020.7	1	1
35	御浜町・紀宝町		2020.7	1	1	住宅地図
36	紀北町		2020.6	1		住宅地図
37	尾鷲市		2020.6	1		住宅地図
38	鈴鹿出張所	鈴鹿市	2020.3	2		ブルーマップ
39		鈴鹿市	2020.1	1		住宅地図
40	尾鷲出張所	尾鷲市	2020.6	2		住宅地図
41		紀北町	2020.6	2		住宅地図